



ヤミ金融の利用は危険です

多重債務特別相談会

是非ご相談ください

改正貸金業法が6月18日に完全施行され、総量規制(借入額が年収の3分1以内)の導入により、借換えができない方や新規の借入れができなくなった方の増加が心配されます。そのような方は、まずは現在の債務の整理を行って、一日も早く安定した生活を取り戻すことが必要です。必ず解決の糸口が見つかるはずですので、ご相談をお待ちしています。

■ 日時 平成22年7月10日(土)午前10時～午後4時

■ 会場 岩手県立県民生活センター (盛岡市中央通3-10-2)

■ 相談方法は次のとおりです。

(いずれも、弁護士等が相談に応じます。)

相談無料

面接相談 受付時間内に会場までお越しください。(予約不要)

電話相談 受付時間内に次の専用ダイヤルでおかけください。

臨時専用電話番号 (代表)019-622-4560(当日限り)

■ 主催 岩手県消費者行政推進ネットワーク

■ 協力 東北財務局 盛岡財務事務所



「くらしとお金の安心合同相談会」も同時開催!(事前予約が必要です)

過去に債務整理をした方など、諸事情により一般の金融機関の利用が困難で、生活資金に困窮している方を対象にご相談に応じます。

記

日時:平成22年7月10日(土)

問合せ:消費者信用生活協同組合

電話 019-653-0001